

第1章 総 則

第1条 目 的

旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2（運行管理規程）に定めるところにより事業用自動車の運行の安全確保及び車両の適正な運用に関する業務基準を定め、事故防止の徹底を図り、公共的事業の使命に期するため本規定を定める。

第2条 名 称

この規定を 運行管理規程という。

第3条 義 務

管理責任者（統括運行管理者）及び職員並びに従業員は就業規則等諸規程によるほか、本規定により各々職場秩序を守ると共に業務上の職責完遂に努め、事故防止の徹底を期して公共的事業の使命達成に努めなければならない。

第4条 運行管理者及び補助者の選任

道路運送法第23条（運行管理者）及び運輸規則第47条の9（運行管理者等の選任）の規定に基づき運行管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから別表1（P16）に示す数に従い任命するものとし、補助者は次の基準により選任する。

- 1 統括運行管理者及び運行管理者の選任に当っては、取締役会がこれを選考し、社長が任命するものとする。解任の場合もまた同様とする。
- 2 補助者の選任に当っては、運行管理者の推薦により取締役会で選考の上社長が任命するものとする。
- 3 運行管理者は、運輸規則第47条の9（運行管理者等の選任）第1項第3号第3欄に定められた運行管理者資格者証を有する者のうちから選任する
- 4 補助者の推薦は、運行管理者資格者証若しくは貨物自動車運送事業法第19条2項に規定する運行管理資格者証を有する者又は自動車事故対策機構の基礎講習を修了した者のうちから推薦する。
- 5 運行管理者は、別表1（P16）に示す員数以上、補助者は若干名選任する。

第5条 運行管理者の選任等の届出

本規程第4条の基準に基づき運行管理者を選任したときは、運輸規則等68条（届出）に基づき15日以内に当該営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出るものとする。これを解任したときもまた同様とする。

第6条 運行管理の組織

運行管理の組織は、次のとおりとする。

- 1 運行管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
- 2 運行管理者を同一営業所に2名以上配置する場合は、その業務を全般的に統括する運行管理者（以下、統括運行管理者という。）を定め、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括するものとする。
- 3 運行統括運行管理以外の運行管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括運行管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。
- 4 補助者は、運行管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。

5 運行管理の指揮命令の系統は、別表2（P16運行管理の組織図）のとおりとする。

第7条 運行管理者及び補助者の勤務時間等

運行管理者又は補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、事業用自動車の運行中は必ず運行管理者又は補助者が営業所にいなければならない。

第8条 運行管理者と補助者との関係

運行管理者は、補助者に対し運行管理について適切な指導及び監督を行わなければならない。

- 2 運行管理者は、補助者の行った運行管理業務の把握を行うとともに、処理した事項の責任を負わなければならない。
- 3 運行管理者は、補助者に運行管理業務を指示する場合は、業務の内容及び実施方法等を明確に指示しなければならない。
- 4 運行管理者は、補助者及び執行できる点呼を行わせるときは、常に所在を明らかにしておくなければならない。
- 5 補助者は、点呼を含む運行管理業務実施中、異常な事案が発生した場合は、速やかに運行管理者に連絡し、指示を受けなければならない。

第9条 一般準則

運行管理者は、法令の規定、就業規則並びに本規程に基づき何よりも優先して運行の安全確保に努めるとともに乗務員に対し、接客態度の向上、労働モラルの高揚、運行の効率化について十分な指導監督を行い、良質な輸送力の供給維持と事業の健全な発展に寄与するよう努めなければならない。

第10条 関連規定との関係

本規程の内、他の社内規定と関連のある事項の取扱いは次のとおりとする。

1 第14条 乗務員の選任

乗務員を選任するにあたっての採用基準及び採用手続は就業規則に定めるところにより採用し、本規程の基準により選任する。

2 第17条 乗務員の服務規律

乗務員の服務規律については、本規程に定めるほか運輸規則第41条（安全及び服務のための規律）に基づき別に定める乗務員服務規律による。

3 第18条 乗務員の教育指導

乗務員の教育指導については、安全確保に関する教育事項を含め本規程に定めるほか運輸規則第40条（指導要領及び指導主任者）に基づき別に定める乗務員指導要領による。

4 第29条 無線機の取扱いと無線配車営業

無線乗務員の服務規律については、本規程に定めるほか別に定める無線乗務員服務規律による。

5 第38条 事故発生時の措置

事故発生時の措置については、本規程に定めるほか別に定める交通事故処理規定による。

6 第41条 避難訓練及び第42条 事故再発防止の措置

事故の再発防止の措置並びに災害防止のための消火訓練、避難訓練については本規程に定めるほか、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）に基づき別に定める労働安全衛生法委員会規則、並びに消防法に基づき別に定める消防計画及び定期防災訓練計画等による。

第2章 職務権限

第11条 統括運行管理者

統括運行管理者は、本規程に定める運行管理を統括するものとする。

第11条の2 運行管理者

運行管理者には、本規程に定める職務を遂行するために必要な次の職務権限を与える。

運行管理者は、運行の安全の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。

上司は、運行管理者から助言があったときは、これを尊重するものとする。

- 1 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令、並びに運輸規則第36条の規定に基づく適格者以外の選任禁止に関する事項
- 2 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えない者及び選任運転者以外の者の乗務禁止に関する事項
- 3 酒気帯び運転者の乗務禁止に関する事項
- 4 疾病、疲労、麻薬等その他の理由により安全運転のできないおそれのある運転者の乗務禁止に関する事項
- 5 アルコール検知器の常時有効保持に関する事項
- 6 乗務員の過労防止、健康管理、労務管理に関する事項
- 7 乗務員のための休憩・睡眠又は仮眠に必要な施設の管理に関する事項
- 8 乗務員の指導、監督及び適性診断に関する事項
- 9 補助者に対する指導及び監督
- 10 車両の担当割当及び乗務割当表の作成に関する事項
- 11 乗務前・乗務後の点呼の実施並びに乗務訓令に関する事項
- 12 乗務記録及び乗務距離に関する事項
- 13 料金メーターに関する事項
- 14 運行記録計に関する事項
 - (1) 運行記録計の管理及びその記録の保存に関する事項
 - (2) 運行記録計による記録の出来ない車両、その他整備不良車の運行禁止に関する事項
- 15 料金メーター器の検定期限切れ、故障等により正常な料金表示の出来ない車両の運行禁止に関する事項
- 16 回送板の取扱いに関する事項
- 17 無線機の取扱い及び無線配車営業に関する事項
- 18 車両の清潔保持に関する事項
- 19 応急用具、故障時の停止表示器財及び非常信号用具、消火器の取扱い並びに地図の備付けに関する事項
- 20 タクシー領収書に関する事項
- 21 苦情処理簿及び遺失物台帳に関する事項
- 22 運転者証の交付申請及び返納の手続きに関する事項
- 23 点呼時における乗務員証（運転者証を要する場合は運転者証）の交付と返納保管に関する事項

- 24 乗務員台帳の整備保管及び乗務員証の作成に関する事項
- 25 運行を中断したときの措置決定に関する事項
- 26 交通事故の発生した場合の措置並びに死傷者の応急措置の決定及び事故処理に関する事項
- 27 自動車事故報告規則に基づく事故報告に関する事項
- 28 事故の記録と原因究明及び再発防止対策と事故警報に基づく対策指導並びに事故統計に関する事項
- 29 異常気象時における応急措置の決定及びこれに伴う運行司令に関する事項
- 30 避難訓練等に関する事項
ただし、車庫、その他の施設及び運行中の車両火災等の消火訓練、震災時の避難訓練等は総括安全衛生管理者又は安全管理者及び防核管理者と連携して行う事項
- 31 その他、下記運行管理関係帳票類の記載と整理に関する事項
乗務員台帳、出勤簿、点呼記録簿、事故報告書、事故記録簿、事故統計、業務日誌、乗務記録、運行記録計による記録紙、苦情処理簿、遺失物台帳等

第12条 運行管理者等の業務

運行管理者及び補助者は、前条に規定する職務権限に基づき、第3章業務の処理基準第14条から第43条に規定する業務を行わなければならない。

第13条 運行管理者の講習

運行管理者は、運輸規則第48条の4（運行管理者の講習）の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習等は必ず受講しなければならない。

また、その他の運行管理者講習に積極的に参加するとともに、日常の職務に必要な次の知識技能の修得に努めなければならない。

- 1 道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則、同報告規則、タクシー業務適正化特別措置法、道路運送車両法、自動車事故報告規則、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任保険、その他業務の遂行に必要な基本的法令に関する知識
- 2 労働協約、就業規則、労働契約、その他社内規定に関する知識
- 3 乗務員の適性診断結果に基づく運転者への助言指導に関する知識
- 4 乗務員の健康管理に関する知識
- 5 人の扱い方、考え方等人事管理、労務管理に関する知識
- 6 目標管理、原価管理等
- 7 運行計画作成の知識及び技能
- 8 自動車の操縦、運転の技能、知識
- 9 自動車の主要諸元、その他車両の取扱いに関する知識
- 10 交通規制、その他行政通達に関する知識
- 11 事故の場合の応急救助に関する知識
- 12 道路構造及び営業区域内外の地理に関する知識
- 13 非常信号用具及び故障時の停止表示器財の取扱いに関する知識
- 14 気象情報に関する知識
- 15 一般社会常識に関する知識

第3章 業務の処理基準

第14条 乗務員の選任及び業務

- 1 運行管理者は、乗務員の選任に関しては、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を満たしたものであること。
 - (2) 運輸規則第36条に定められた次の事項に抵触しないものであること。
 - イ 日日雇い入れられる者
 - ロ 二箇月以内の期間を定めて使用される者
 - ハ 試みの試用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至ったものを除く。）
 - ニ 14日未満の期間ごとに賃金を支払い（仮払い、前貸し、その他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者
- 2 新たに雇い入れた者については、本規程第18条第2項の指導監督を終了した者でなければ乗務員に選任してはならない。

なお、選任に際しては、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起に該当し、事故惹起運転者の特別な指導及び適性診断を受けていない場合には、事故惹起運転者の特別な指導を行い、適性診断を受けさせること。

第15条 乗務員の確保

所要運転者については、公休、有給休暇、病欠、欠勤、その他過労防止等を考慮し原則として常時、事業計画の遂行に必要な運転者を前条に基づき確保しなければならない。

第16条 乗務員の過労防止

運行管理者は、常に乗務員の健康状態、勤務状態を把握し、就業規則の定める範囲内において予め一定期間の勤務割を作成し関係者に周知せしめるほか、運輸規則第21条（過労防止等）次の定める事項について適切な処置を常時講じて乗務させなければならない。

なお、1日の乗務料の最高限度は、地方運輸局長が定める限度を超えて乗務させてはならない。

- (1) 国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させること。
- (2) 乗務員が有効に利用することができるように、営業所、自動車車庫、その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。
- (3) 乗務員に第1号の告示で定める基準による1日の勤務時間中に当該乗務員の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、当該乗務員が有効に利用することができるように、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。
- (4) 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

第17条 乗務員の服務規律

運行管理者は、乗務員の服務については就業規則によるほか、別に定める乗務員服務規律及び

無線乗務員服務規律に基づき指導監督を行わなければならない。

第18条 乗務員の指導監督

運行管理者は、運転者に対し運行の安全及び旅客の安全を確保のため誠実にその職務を遂行するように絶えず指導監督するものとする。指導する場合は、国土交通大臣が告示で定める「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号）に従い実施するものとする。

この場合、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所にて3年間保存する事

- ② 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇い入れた者及乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者、高齢者（65才以上の者をいう。）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。（ここでいう死者又は負傷者とは、（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）この場合、本規程第34条で定める乗務員台帳に実施年月日記載したうえで教育の記録及び適性診断の結果を記載した書面を添付すること。
- ③ 運行管理者は、乗務員に対し非常信号用具の取扱について適切に指導すること。

第19条 車両配置、乗務割等

運行管理者は次の基準により、常に乗務員の担当車両及び車両の運行状況を掌握していなければならない。

- 1 車両の配属を決める。
- 2 乗務員の配属及び担当車両を定める。
- 3 乗務割当表を作成し明示する。
- 4 非乗務員及びその理由を明確にする。
- 5 整備管理者と連携をとり整備状況を掌握する。

第20条 乗務前点呼

運行管理者又は補助者は、乗務前点呼を行い運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

乗務前点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法、次条において同じ。）により行い、次の要領により実施しなければならない。

なお、酒気帯びの有無について確認を行う場合は、運転者の状態を目視で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。（次条においても同じ。）

- 1 出発の10分程度前までに行うこと。
- 2 自動車点検基準及び日常点検実施要領に基づく日常点検に関し、整備管理者と連携して、その確実な履行を監督し、異常の有無等について点検結果及び運行の可否を確認すること。
- 3 乗務員にその日の心身状況、健康状態を申告させること。
- 4 酒気を帯びている運転者を乗務させないこと。
- 5 疾病、疲労、麻薬等その他の理由により安全運転の出来ないおそれのあるものは乗務させないこと。

- 6 運転免許証の所持並びに有効期限切れの有無確認、乗務記録用紙、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、非常信号用具、応急用具、故障時の停止表示器財、スペアタイヤ、タクシー領収書等につき運転者に有無を報告させること。
- 7 安全運行に必要な指示注意を与えること、又、必要に応じ当日の営業区域内の主要な行事、催物及び特殊又は臨時的な交通規制等について指示するほか前日の終業報告事項、行政通達事項、事故、違反事項等につき具体的な実例をあげて注意すること。
- 8 服装の点検及びサンダル履きのないように確認すること。
- 9 運行記録計の記録紙装着を確認すること。
- 10 運転者証（乗務員証）を交付すること。
- 11 地図の携行を確認すること。
- 12 ステッカー類の確認をすること。
- 13 点呼終了の都度、次の事項について点呼記録簿に記録すること。
 - (1) 点呼執行者名
 - (2) 運転者名
 - (3) 乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - (4) 点呼の日時
 - (5) 点呼の方法
 - (イ) アルコール検知器の使用の有無。
 - (ロ) 対面でない場合は具体的方法
 - (6) 酒気帯びの有無
 - (7) 運転者の疾病、疲労等の状況
 - (8) 日常点検の実施状況
 - (9) 指示事項
 - (10) その他必要な事項

第21条 乗務後点呼

運行管理者又は補助者は、乗務後点呼を行い、その日の運行状況について確認しなければならない。

乗務後点呼は、対面により行い、次の要領により実施しなければならない。

- 1 帰着後、速やかに行うこと。
- 2 酒気帯びの有無について確認を行うこと。
- 3 乗務員の健康上の以上の有無について申告させること。
- 4 車両状況、道路状況、踏切の状態、交通規制等運行上の支障となる事項、その他参考となる事項についての報告を受けること。
- 5 苦情、忘れ物、その他運行中の出来事についての報告を受けること。
- 6 乗務記録の記載内容について確認を行い、不備な点は訂正させること。
- 7 運行記録計の記録紙により運行時間、瞬間速度、休憩時間等の過不足のあるものについては当該運転者にその記録を確認させ運行上又は運転上必要な注意を与え、安全運転を確保するよう具体的な指導を適切に行うこと。
- 8 車両の鍵、運転者証（乗務員証）、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書等を返納させること。

9 乗務後点呼終了の都度次の事項について点呼記録簿に記録すること。

- (1) 点呼執行者名
- (2) 運転者名
- (3) 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 点呼の日時
- (5) 点呼の方法
 - (イ) アルコール検知器の使用の有無
 - (ロ) 対面でない場合は具体的方法
- (6) 自動車、道路及び運行の状況
- (7) 酒気帯びの有無
- (8) 交替運転者に対する通告
- (9) その他必要な事項

第22条 点呼記録簿の保存

運行管理者は、点呼の実施結果について、記載の日（点呼を行った日）から1年間保存しなければならない。

第23条 選任運転者以外の運転禁止

運行管理者は、当該運行が旅客の運送を目的としない場合を除き、本規程第14条の規定に基づき選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させてはならない。

第24条 乗務記録

運行管理者は、次の事項に基づいて乗務記録の処理を行わなければならない。

乗務前点呼の際、乗務記録用紙を交付し、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ乗務後点呼の際、これを提出させなければならない。

- (1) 運転者名
- (2) 車両番号
- (3) 乗務の開始、終了の地点及び時間
- (4) 個々の運送の開始、終了の地点及び時間
- (5) 運賃、料金及び乗務距離
- (6) 輸送人員
- (7) 運転を交替した場合及び休憩、仮眠をした場合はその地点及び時間
- (8) 事故、路上故障、その他異常な状態が発生した場合は、その概要及び原因
- (9) 遺失物の有無
- (10) 乗務開始時及び終了時における走行距離計に表示された走行距離の積算料数
- (11) その穂間必要と認める事項

2 運行管理者は、前項の記録の内容を検討し、運転者に対し安全運行及び効率的な運行等について必要な指導を行うこと。

3 乗務記録は、運転者ごとに1年間保存しなければならない。

第25条 料金メーター

運行管理者は、料金メーター器の検定期限切れ、ワイヤーケーブル切れ、その他故障等により正常な料金表示の出来ない車両を運行させないこと。

運行中に故障を生じ運転者より連絡のあった場合は、直ちに運行を中止し整備すべき胸を指示

すること。又、洗車及び車両整備に際し封印欠損等を生じないように注意を行うこと。

第26条 運行記録計

運行管理者は、次の基準に従って運行記録計及び記録紙を管理し記録に基づいて運転者ごとに安全運転、過労防止及び効率的運行を指導しなければならない。

- 1 運行管理者は、正確な記録が確実に得られるよう整備管理者との連携により運行記録計を保守点検すると共に記録計の時計調整及び記録紙の脱着についてその確実な実施を図ること。
- 2 運行管理者は、運行記録計の記録により瞬間速度のほか、平均走行速度にも留意し勤務時間、運行時間、休憩時間、仮眠時間等を出来るだけ正確に把握するよう努めること。
- 3 運行管理者は、記録に基づいて運転方法の適否、又は運転技術の良否を判定し、運行上又は運転上に関し、過労防止及び安全管理並びに所定時間内の効率的運行等の面から注意を要するものについては当該運転者に対して自らその記録を確認させ、適正な勤務を確保するよう具体的な指導に努めること。
- 4 運行管理者は、法令により記録することを義務づけられている車両であって故障等により運行記録計による記録の出来ない車両を運行させないこと。
- 5 運行後の記録紙は運転者ごとに整理し、1年間保存すること。

第27条 車内表示、車体表示

運行管理者は、車内表示、車体表示等について運転者に対し表示義務の指導を行うと共に次のとおり実施しなければならない。

- 1 車内表示
会社名、運転者氏名、自動車登録番号、運転者証の表示を所定の個所に表示すること。
- 2 車体表示
会社名、営業所所在地名、車両整理ナンバー及びタクシーであることを所定の個所に表示すること。
- 3 各種表示ステッカー
 - (1) 帰庫時刻（左側後部三角窓に貼付すること）
 - (2) 運賃表示
 - イ 基本運賃の金額、時間距離併用、ステッカー
（車両左側の前部ドア及び後部ドアの三角窓に外側に向かって貼付すること）
 - ロ 割増時間ステッカー
割増料金の表示
（車両右側後部ドア三角窓に外側に向かって貼付すること）
- 4 その他の表示
 - (1) 表示灯
会社名を表示灯により表示すること。
 - (2) 表示板
空車及び割増を表示板により表示すること
洗車の反復、事故その他長時間の使用等のためステッカーが汚損し又は車体表示の鮮明度が薄れた場合は、可及的速やかにステッカーを貼り替え又はペンキの塗り直し等の方法により表示の明瞭度を確保すること。

第28条 回送板

運輸規則第50条（運転者）第6項、第7項に基づく回送板の取扱いは次の通り実施するものとし、運転者の指導教育により適切な使用方法の徹底を期さなければならない。

- 1 回送板は業務終了、中間納金、食事、車両故障、給油などにより帰庫するとき、その他正当な理由によって空車回送する場合に限り提出すること。
- 2 乗客を降ろした直後、次の乗客があったとき、若しくは繁華街で乗客を降ろした直後には回送板を使用しないこと。
- 3 回送板を提出して客選びなどの営業行為は絶対しないこと。
- 4 回送板を提出して回送するときは、概ね道路のセンターよりを目的地まで走行すること。
- 5 回送板を使用したときは乗務記録（日報）の備考欄に改装の時間及び区間を記入すること。

第29条 無線機の取扱いと無線配車営業

無線営業に関しては、特に信用維持と秩序ある効率的運行に留意し、法令の規定及び就業規則並びに無線電話の運用に関する規定及び規律を遵守せしめると共に、個々の営業行為の結果は同一波長の電波を使用する無線グループ全体に波及効果を及ぼす連帯責任行為であることを充分自覚させ、特に一般タクシー以上に高いモラルと規律の維持に努めなければならない。

無線機の取扱い及び機器の保守運用、並びに無線配車営業については、別に定める無線乗務員服務規律による。

第30条 車両の清潔保持

運行管理者は、車両の清潔を常に保持するよう指導監督に努め、毎月定期的に車両の清掃状況について検分を行わなければならない。

第31条 応急用具、故障時の停止表示器財及び非常信号用具

運行管理者は、各車両に次の用具を備え付け、その使用取扱方法について乗務員に熟知させるよう指導監督すると共に性能に有効期限の表示のあるものについては期限切れに留意し、常に完全な機能あるものを常備するよう努めなければならない。

- 1 スペア・タイヤ、工具、ジャッキ、その他応急用具
- 2 赤色旗及び赤色灯、発煙信号炎管等非常信号用具、消化器
- 3 高速道路における故障時の停止表示器財

第32条 地図の備付け

運行管理者は、運輸規則第29条（地図の備付け）の規定に基づき、次の基準により地図を備え付けなければならない。

- 1 運輸局長の指定する規格であること。
- 2 運輸局長の指定事項を含んでいるものであること。
- 3 営業区域のほか、日々の運送実情に応じて必要な隣接区域も記載されていること。
- 4 一般的交通規制のうちから特に必要な事項その他については、現地の実情に応じ適宜記入する等、地図の活用に努めること。

第33条 タクシー領収書

運行管理者は、自動発行器によりタクシー領収書を発行する場合は、次のように取扱わなければならない。

- 1 出庫の際、タクシー領収書（ロールペーパー）を確認すること。
- 2 タクシー領収書は、タクシーカード併用になっているのでお客様全員に渡すこと。

第34条 苦情処理簿及び遺失物台帳

運行管理者は、乗客からの苦情の申出があった時は、乗客の住所、氏名、年令、性別、職業及び乗降した日時区間、当該車両の番号並びに運転者氏名等を聴取又は調査して、苦情の内容とこれに対する対応処理の要旨を苦情処理簿に記録し、1年間保存しなければならない。

苦情の処理に当っては、利用者の立場に立って親切丁寧に応待し、事実関係を調査して、当方に非のある場合は誠意をもって相手方の納得を得るよう処理しなければならない。

- 2 乗務員から社内遺失物拾得の届出のあった場合には、遺失物の品名、形状、数量、その他の特徴、発見し又は拾得した日時、場所及び前後の状況を当該事務所より聴取記録し、現金、貴金属、その他貴重品の場合には速やかに所轄警察署等に通報して遺失物者又は所有者に物件が返還されるよう努めなければならない。

遺失物の拾得届出及びその後の措置等については、遺失物台帳に記録し、1年間保存しなければならない。

第35条 乗務員台帳及び乗務員証

運行管理者は運転者ごとに次の事項を記載した乗務員台帳を作成し、運転者の所属する営業所に備えて置かなければならない。

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者の使命又は名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇い入れの年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- (6) 運転者の運転経歴
- (7) 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34（使用者に対する通知）の規定による通知を受けた場合は、その概要
- (8) 運転者の健康状態
- (9) 本規程第18条の2項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診状況
- (10) 乗務員台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上3分身、無帽、正面、無背景の写真（縦3.6センチメートル以上、横2.4センチメートル以上の大きさの写真）

- 2 運行管理者は、タクシー業務適正化特別措置法第13条の規定により運転者証を表示しなければならない場合を除き運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第1項第10号に掲げる写真をはり付けた乗務員証を携行させなければならない。

- (1) 作成番号及び作成年月日
 - (注) 作成番号は原則として乗務員台帳の作成番号と同一とする。
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 運転者の氏名
- (4) 運転免許証の有効期限

- 3 運行管理者は、運転者が退職その他の理由により運転者でなくなった場合は、運転者でなくなった年月日及び理由を赤字で記載し、次の区分により保存しなければならない。

- (1) 乗務員台帳にあつては3年間
- (2) 乗務員証にあつては1年間

第35条の2 運転者証

運行管理者は、タクシー業務適正化特別措置法第13条の規定により運転者証を表示しなければならない乗務を運転者に行わせる場合は、乗務する自動車に運転者証を表示し、乗務が終了した場合には、当該運転者証を補完しておかなければならない。

第36条 省資源の指導

昭和49年9月の省資源、省エネルギー通達及びその後の環境関係通達に鑑み、省資源及び環境問題は国民的課題であるので、アイドリング・ストップ運動の実施及び無駄な空ぶかしの禁止による燃料保持を図り、タイヤの摩耗を防ぐため急発進、急加速、急ブレーキを避ける等、運行記録計の記録等により問題ある乗務員については適切な運動方法を個別に指導しなければならない。

第37条 運行中断時の措置

運行管理者は、車両故障、事故又は乗務員の急病、その他止むを得ない事由により、車両の運行を中断したときは当該車両に乗車している旅客のために次の事項に関して適切な処置を講じなければならない。

- 1 旅客の運送を継続すること。
- 2 旅客を保護すること。
- 3 旅客を出発地又は目的地まで送り届けること。

第38条 事故発生時の措置

運行管理者は、事故発生の場合、原則として次の基準により処置しなければならない。

なお、細部については別に定める交通事故処理規定による。

- 1 人身事故の発生した場合は、乗務員に次の事項について適切な措置をとらせること。
 - (1) 負傷者を確認すること
 - (2) 速やかに応急手当、その他必要な救急の処置を講ずること。
 - (3) 損害拡大防止の処置をとること。
 - (4) 警察官に届出連絡すること。
 - (5) 事故の発生に関し、会社に電話連絡して運行管理者の指示に従うこと。
 - (6) 死傷者のある場合は、速やかに死傷者の保護に当ること。
 - (7) 遺留品を保管すること。
- 2 高速道路上の事故は道路管理者に通報するとともに、その指示に従い上記に準じて処理を行うこと。
- 3 運行管理者は、事故発生の場合、現地の状況を速やかに掌握して必要と認める場合は現地に急行し、警察官、事故の相手方、目撃者の意見等を聴取する他、事故状況の記録並びに現場の写真を撮影するなどして原因究明及び事故解決の資料とすること。

なお、事故記録は次の事項を記録し、当該営業所に3年間保存すること。

- (1) 乗務員氏名
- (2) 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該自動車を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名

- (6) 事故の概要（損害の程度を含む。）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

4 運行管理者は、事故により死傷者又は物件の損害等が生じた場合には事業の公共性に鑑み、積極的にその解決に努めなければならない。

第39条 事故報告等

運行管理者は、事故発生の都度、自動車事故報告規則に基づく事故に該当する場合は30日以内に事故報告を行わなければならない。又、速報に該当するものは24時間以内においてできる限り速やかに事故速報を電話等により運輸監理部長又は運輸支局長に対し行うこと。

第40条 異常気象時の措置

運行管理者は、天災その他の理由により運送の安全確保に支障を生じ又は生ずるおそれのあるときは、次の基準により乗務員に対し必要な指示を適確迅速に行わなければならない。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ、その他の方法により降雨、降雪、強風、結氷等の異常気象、地震、火災等の災害あるいは鉄道事故、道路事故、暴動による交通不能等の場合は早期に状況を把握し、必要な対策指示を行うこと。
- 2 積雪及び路面結氷等で運行に危険を伴う場合は、運行中止を行うこと。
- 3 その他気象上、安全運行に支障があると認められる場合は、気象情報を収集し、必要に応じて運行の中止又は制限等を行い安全確保に万全を期すること。

第41条 避難訓練など

運行管理者は、営業所、車庫施設内及び車両運行中の火災、震災等の非常の場合に備え、総括安全衛生管理者又は安全管理者及び防火管理者と連携し消火訓練、避難訓練等につき定期防災訓練計画の樹立に参画し実施しなければならない。

第42条 事故再発防止の措置

- 1 運行管理者は、自動車事故報告規則第5条に規定する事故警報に基づく対策指示を行うと共に、発生事故について天候、事故の種類、原因、年令、運転経験、運転者別、時刻、地点、車両、道路状況、心身状態、走行状態等の要素別に傾向の把握、内容の検討、原因の究明を行い事故記録書及び事故統計資料等を作成して再発防止のための対策を講じなければならない。
- 2 運行管理者は、事故の再発防止に関し、総括安全衛生管理者又は安全管理者と連携し対策が講じられるよう努めなければならない。

第43条 シートベルト

- 1 運行管理者は、乗務員に対し道路交通法第71条の3（普通自動車等の運転者の遵守事項）の規定に基づきシートベルトを着用し乗務させなければならない。
- 2 運行管理者は、乗務員に対し運転者横の座席に乘客等を乗車させる時はシートベルトを確実に装着させて運転するよう指導しなければならない。
- 3 運行管理者は、乗務員に対し運転者席の横の座席以外の席に乗車させる時は、その乘客に対しシートベルトを装着するよう指導しなければならない。
- 4 シートベルトは常に着用しやすい状態に保つよう点呼、点検時に指導監督をしなければならない。

組織図

